

第1回八街市農業委員会総会

平成28年1月20日

八街市農業委員会

平成28年第1回農業委員会総会

平成28年1月20日午後3時30分 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1. 内藤 富夫 | 8. 高橋 猛 | 15. 小川 正夫 |
| 2. 船木 勝利 | 9. 森 邦央 | 16. 日暮 守信 |
| 3. 岩品 要助 | 10. 武藤 功 | 17. 石井とよ子 |
| 4. 池田 寿男 | 11. 長谷川英雄 | 18. 鈴木 勝雄 |
| 5. 貫井 正美 | 12. 宇都木邦雄 | 19. 保谷 俊雄 |
| 6. 林 和弘 | 13. 中村 勝行 | 20. 金子 正弘 |
| 7. 山本 重文 | 14. 長野 猛志 | 21. 中川 利夫 |
| | | 22. 三須 裕司 |

2. 欠席者

なし

3. 事務局

事務局長	醍醐 文一	主 査	宮内 清志
副 主 幹	菅沼 邦夫	主 査 補	浅井 久子

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

5. その他

- 報告第1号 農地法第5条第1項第1号の規定による農地転用の届出について
- 報告第2号 農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について
- 報告第3号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について

○醍醐事務局長

開会を宣す。(午後3時31分)

○三須会長

平成28年第1回の総会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本年は、農業委員会法の改正により、来年の7月までに新しい法律のもとにより役員の選出を準備しなければなりません。農業委員の定数の問題、そして、新たに農業推進委員の定数、それらのことを本年の9月の議会に承認を得なければなりません。そして、一般公募、市長の推薦、それが終わりますと、また議会の承認をいただくということになっております。そういうことで、皆様のご協力を得ながら決めていかないと大変だと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、第4条、第5条、本体で14件で、農用地利用集積計画承認について5件、報告案件3件、合わせて総件数で22件が提出されております。慎重審議をお願いし、開会の挨拶といたします。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。

○醍醐事務局長

それでは、会務報告を報告させていただきます。

12月18日金曜日、午後0時45分から、市の保健センター大会議室におきまして、平成27年度男女共同参画フォーラムinやちまたが開催され、これには中川副会長に出席いただいております。

12月24日木曜日、午前10時から転用事実確認調査及び農地パトロールを市内で実施し、これには中川副会長、池田委員、保谷委員に出席いただいております。

本年1月5日火曜日、午後1時半から転用事実確認現地調査を市内で実施しまして、林部長、金子委員、長谷川委員に出席いただいております。

また、1月14日木曜日、午後1時半から転用事実確認現地調査を市内で実施しまして、これには森副部長、長谷川委員、宇都木委員、日暮委員、保谷委員に出席いただいております。

以上で報告を終わります。

○三須会長

次に、議事録署名人の選任についてでございますが、議長から指名することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は議席番号16番、日暮委員、17番、石井委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○菅沼副主幹

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、区分、賃貸借、所在、八街字西木戸、地目、畑、面積2,241平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積4,320平方メートル。権利者事由、新規で農業経営を始めたい。義務者事由、経営規模を縮小したい。

番号2、区分、賃貸借、所在、八街字大塚、地目、畑、面積1万889平方メートルのうち8,905.00平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積1万6,012平方メートルのうち1万4,028平方メートル。権利者事由、新規で農業経営を始めたい。義務者事由、農業経営を縮小したい。

なお、権利者は昨年6月に八街市長より新規就農者の認定を受けており、既に義務者のもとで就農していることもあり、事前に事務局において聞き取りを行いましたので、部会案件といたしませんでした。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

1番について、保谷委員、お願いいたします。

○保谷委員

議案第1号、1番及び2番について、調査報告をします。

なお、2番については申請地が一部夕日丘の案件ですが、権利者が同じということで関連しておりますので、私が一括で調査報告をいたします。

当該申請は新規就農の申請で、権利者は以前農業生産法人に勤務し、現在、義務者のところで就農しております。今回農地の権利を取得し、自立し、専業で農業をしたいということです。申請地について、位置は八街市役所西方向約5キロメートルに位置している。境界は、周囲の木が境界と一部コンクリートということで、隣接土地所有者も同意している。現況は、現在まで農地として管理されており、耕作は可能である。進入路は八街市道により確保されている。

次に、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、報告します。主な農業機械や倉庫について、当面義務者に借りるが、就農支援資金が借り入れできたら徐々に購入し、農業用倉庫は経営農地の一部にビニールハウスを設置して利用する予定だそうです。労働力は権利者と奥さんの2名で、年間農業作業従事日数は、権利者が350日で、奥さんが50日です。また、現在、奥さんはパートに出ているが、2年後は専業で農業を行う予定です。奥さんも両親も市内に住んでいるため、忙しい時期は手伝ってもらえることになっているそうです。農業知識や技術力について、これまでの経験があるため問題なく、面積要件についても50アールを満たしており、周辺地域における農地との農業上効率的かつ総合的な利用確保についても支障はありません。その他の参考となる事項として、営農計画はイチゴが主体で、その他落花生やニンジンとなっており、直売所やJA、契約スーパーに出荷する計画だそうです。また、通作距離は自宅から約2キロメートル、車で7分で、問題はありません。また、権利者は新規就農

をするにあたり県や市の担当者と協議も重ね、既に認定新規就農者となっており、また、新規就農給付金の受給予定者で、就農支援金の借入れについても内定を受けているということです。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めて全ての農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条2項各号の許可基準に該当しないことから、本案件は何ら問題ないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○三須会長

1番案件、2番案件は関連しているということで、調査報告を一緒にしていただきました。担当委員の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字鍵袋地先、地目、畑、面積261平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積813平方メートルです。転用目的は専用住宅及び農業用倉庫用地です。転用事由は、現在の居住地に隣接する大型倉庫の拡張計画にあわせ、住宅も老朽化していることから、現在の宅地を売却し、所有する当該申請地に住宅と倉庫を建築し、移り住むものです。農地の区分は、宅地割合の多い区域内にある農地であり、第3種農地と判断されます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

1番について、池田委員、お願いします。

○池田委員

議案第2号、1番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅から西へ約3キロメートルに位置し、周辺は住宅地で市道に接しております。農地性としては、事務指針の28ページの④の⑥の(イ)に該当する第三種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、申請面積は813平方メートルで、自己の住宅と事業用倉庫を併設するため、面積妥当と思われます。資金については、土地の売却代金をもって自己資金にて賄う計画となっております。事業計画ですが、造成は敷地内の切り盛り、用水は井戸、生活排水は合併浄化槽により放流、雨水は宅内浸透としております。申請者は、住宅の老朽化の建てかえにあわせ現住宅地を隣接する倉庫事業者の拡張用地として売り渡し、移転するため、必要性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということでございますので、一般質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字南中道地先、地目、畑、面積188平方メートルです。当初計画者の目的は専用住宅用地です。継承者の目的は専用住宅用地です。計画変更の事由は、当初計画者が事情により取りやめ、新たに市外に居住する継承者が、転勤に伴い、利便性のよい当該申請地に移り住むというものです。農地の区分は、第一種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。なお、本件は議案第4号、6番に関連しております。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

1 番について、船木委員、お願いいたします。

○船木委員

議案第 3 号、1 番について、調査報告を申し上げます。

申請地については、昭和 58 年 6 月に義務者が専用住宅用地として農地転用を許可された農地であります。その後、義務者の自宅の隣接地が売りに出されたため隣接地を購入したため、計画変更し、権利者に調達するものであります。申請地は約 35 年前に宅造された分譲された農地であり、小作人等支障となるものはありません。隣接農地所有者にも説明、理解を得ております。あと、議案第 4 号、6 番で説明したいと思います。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第 3 号、1 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1 番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号 1、所在、八街字立合松東地先、地目、畑、登記面積 2,589 平方メートル、実測面積 3,700.16 平方メートルのうち 2,926.12 平方メートルほか 1 筆、計 2 筆の合計面積、登記 2,645 平方メートル、実測 3,756.16 平方メートルのうち 2,982.12 平方メートルです。区分は使用貸借です。転用目的は危険物倉庫用地です。転用事由は、倉庫業を営む権利者が当該申請地に危険物倉庫 2 棟を設置して、経営規模を拡大するものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第 1 種農地と判断されます。

なお、本件は 1,000 平方メートル以上の土地に対する建築行為となります。これは開発行為に該当し、都市計画法との調整が必要となりますので、その旨意見に付すことが妥当と思われま

す。番号 2、所在、文違字文違野地先、地目、畑、面積 66 平方メートルです。区分は売買です。転用目的は駐車場用地です。転用事由は、権利者が購入する住宅の駐車場が狭いため、隣接する当該申請地を駐車場として利用するものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となつて

いない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号3、所在、文違字文違野地先、地目、畑、面積364平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積852平方メートルです。区分は売買です。転用目的は建売分譲住宅用地です。転用事由は、不動産を営む権利者が住宅4棟の建築、販売をするものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

次の番号4、番号5は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号4、八街字大池地先、地目、畑、面積198平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積471平方メートルです。番号5、所在、地目同じく、面積238平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積313平方メートルです。区分は売買です。転用目的は宅地分譲用地です。転用事由は、不動産を営む権利者が宅地の分譲3区画を造成し、販売するものです。農地の区分は、第二種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号6は、議案第3号、番号1で説明したとおりであります。区分は売買です。

次に、番号7、所在、八街字南中道地先、地目、畑、面積496平方メートルです。区分は使用貸借です。転用目的は専用住宅用地です。転用事由は、現在アパート住まいの権利者が、子どもの成長に伴い手狭なため、実家に近い当該申請地に専用住宅を建築し、移り住むものです。農地の区分は、第二種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号8、番号9、番号10は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号8、所在、八街字夕日丘地先、地目、畑、面積1万765平方メートルのうち715.83平方メートルです。番号9、所在、地目同じく、面積2,701平方メートルのうち167.42平方メートルほか1筆の一部、計2筆の合計面積2,878平方メートルのうち171.77平方メートルです。番号10、所在、地目同じく、面積4,925平方メートルのうち93.73平方メートルほか3筆の一部、計4筆の合計面積1万366平方メートルのうち184.79平方メートルです。区分は一時転用で賃貸借です。転用目的は仮設道路用地です。転用事由は、太陽光発電施設設置工事に伴い進入路がないため、当該申請地を一時的に仮設道路として使用していましたが、工事がおくれ一時転用期間が過ぎてしまったため、引き続き利用するものです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地域内にある農地に該当いたします。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

1番について、鈴木部長、お願いいたします。

○鈴木部長

議案第4号、1番、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は朝陽小学校から北へ約1.5キロメートルに位置し、国道409号に接しております。農地性としては、農地の広がり10ヘクタール以上存在するこ

とから、第1種農地と判断しました。しかし、権利者である会社は申請地の近隣に倉庫を営業しております。事務指針の32ページ、②の㊸の(エ)に該当する流通業務施設として許可することが可能であると判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は危険物倉庫用地ということで、2棟の建築物を計画しております。資金につきましては自己資金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等、権利移転に対する支障となるものはありません。隣接する農地に対する被害防除ですが、周囲にブロックとL型擁壁を施工し、雨水の流出等を防ぐ計画を立てております。権利者は、業務量の増加により、経営規模から必要性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、2番と3番について、中川副会長、お願いいたします。

○中川副会長

それでは、2番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から北へ約2キロメートルに位置し、市道により進入路は確保されております。農地性としては、事務指針の29ページの⑤の(b)に該当する第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は自家用の駐車場用地ということで、権利者の家族が保有する車両2台分の申請面積は66平方メートルであり、面積妥当と思われま

す。以上、調査報告を終わります。

続きまして、3番、立地基準ですが、申請地は市役所から北へ約1キロメートルに位置し、周辺住宅地で位置指定道路に接しており、また道路を延長することで接することになっております。農地性は、事務指針の29ページ⑤の(b)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、申請地は建売分譲住宅4棟用地ということで、4区画と道路の申請面積は852平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われま

す。以上、調査報告を終わります。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、4番、5番については関連しておりますので、一括して調査報告をお願いいたします。
長野委員、お願いいたします。

○長野委員

では、議案第4号、4番、5番は、今、会長が申しあげましたように、関連しておりますので、一括して報告いたします。

まず、立地基準であります。申請地の位置はJR八街駅より北東方面に約500メートルの地点にあり、進入路は確保されております。農地性といましては、農振農用地以外の農地で市街地化の傾向が著しい地域にある農地であり、事務指針の28ページ、④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地として判断いたしました。

一般基準ですが、本申請は建売分譲住宅用地3棟分ということで、面積は、4番が471平方メートル、5番が313平方メートル、合わせて784平方メートルと、面積妥当と思われる。資金については自己資金にて賄う計画でございます。申請地には小作人等の支障となるものはなく、土地改良受益地でもありません。事業計画ですが、外部からの土砂を搬入する予定はなく、道路を築造する際に発生する土砂で整地をする計画ということです。用水は公営水道、雨水は浸透枡、汚水、雑排水は公益下水道の計画です。防災計画といしまして、工事中においては、通勤、通学の時間帯には資材の搬入等を行わないということです。周辺農地への被害防除対策としては、位置指定道路を築造し側溝等を施工するので、土砂の流出等はありません。また、日照、通風等の支障もございません。隣接農地の所有者にも説明もし、特に意見もなかったということです。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、6番について、船木委員、お願いいたします。

○船木委員

議案第4号、6番について、調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、JR八街駅より南西に1キロメートルの位置にあり、市道より公衆道路にて進入いたします。農地基準としては、事務指針28ページ、④の⑥(ウ)に該当するため、第3種農地と判断いたしました。

一般基準ですが、専用住宅用地188平方メートル、建築面積57.25平方メートルであり、面積妥当と思われる。資金については借入金で賄う計画となっております。事業計画ですが、用水は市営水道、雨水については浸透枡、汚水、雑排水については広域下水道に接続します。現地盤で利用するため、土砂の搬入はありません。防災計画については、通勤・通学時間は資材の搬入はしないということです。農業用排水施設はありません。日照、通風の影響もありません。周囲は既存の擁護壁があり、土砂の流出もありません。権利者は我孫子市に居住しておりますが、勤務先が変更になったため、閑静でライフラインのよい場所として選定し、

永住したいということです。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○三須会長

続いて、7番について、船木委員、お願いいたします。

○船木委員

では、議案第4号、7番について、調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、JR八街駅を南西に1.3キロメートルにあり、市道303号線、市道6001号線に接道しております。農地基準ですが、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

一般基準ですが、専用住宅用地496平方メートル、建築面積70.83平方メートルですが、三角地であり、面積妥当ではないかと思われま

す。資金については借入金で賄う計画です。申請地は小作人等支障となるものではなく、権利者と義務者は親子であり、使用貸借をするものであります。事業計画ですが、敷地は道路より74センチメートル低く、土砂で埋め立てをします。土砂の量は430立方メートルであります。用水については公共下水道、汚水、雑排水は合併浄化槽を経て西側の市道側溝へ放流いたします。雨水排水は宅内の浸透枡で宅内処理をします。防水計画については、工事期間中周囲にごみ等が散乱しないよう、ネット等による飛散防止に努めます。周辺農地への影響はありません。隣接農地は所有者に説明し、理解をいただいております。権利者は現在アパートに住んでおりますが、実家より200メートル近く、便利

なため、この場所を選定いたしました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われま

す。以上、調査報告を終わります。

○三須会長

次に、8番、9番、10番については関連しておりますので、一括して調査報告をお願いいたします。池田委員、お願いいたします。

○池田委員

議案第4号、8番、9番、10番は関連いたしますので、一括で調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅から西へ約4.5キロメートルに位置し、市道から接続する工事用の進入路です。農地性としては、事務指針26ページ、アの①に該当する農振農用地です。しかし、申請地先で計画されている太陽光発電施設工事に伴い、仮設道路として一時的に利用するための申請である鉄板を敷くだけの計画となっておりますので、事務指針の30ページ、㉔の(ア)により、例外的に認められると判断いたしました。工事完成後は速やかに農地に復元される見込みです。資金につきましては、自社の材料を使用するため、費用はかかりません。本申請は、事業工事現場への大型車両の通行が困難なことから去年の8月に一時転用の許可を得ましたが、工事がおくれているために期間を延長するための再申請であることから、必要性も認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま
す。
以上で調査報告を終わります。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませ
ん
でしょうか。

○山本委員

議案第4号の1番についてちょっとお尋ねします。

権利者の会社ですが、現在どのくらいの面積を保有しているのかと、あと、隣接地ではな
い
ということなので、近隣がどのくらいの距離が離れているのかということで、ちょっとお尋ね
いたします。

○鈴木部長

倉庫は道路を挟みまして右左、現在ある倉庫が4棟です。大体1棟が、1,000平方メー
トル
ぐらいの倉庫が4棟で、化粧品などが多く保管されています。これらの倉庫のちょうど反
対
側にあるんですが、6メートル道路を挟んで向かい側にあります。入り口は国道409号線
の
方から入れますが、間の古い方の元の倉庫は市道に面していて、そっちからも入れるよう
に
はなっています。今回の申請地は、現在の倉庫かの場所から20メートルぐらい離れています。

○山本委員

事務局にお尋ねしたいのですが、第1種農地の場合の転用の場合に、既存の施設の概ね2分
の
1程度というようなところで、なおかつ隣接していると。今の状況を聞くと、道路と挟んで
隣
接しているという形ですけれども、仮にこれが100メートルだとか、あるいは1キロだど
か
離れた場合の転用はどうなんだろうかとということで、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○宮内主査

第1種農地における転用の特例なんですけれども、幾つか種類がありまして、大体一般的には、
現
在の所有する既存施設の2分の1が一般的なんですけど、国県道に接している場合、流通業務
施
設という特例がありまして、この場合ですと、事業者の必要な面積だけ申請することが可能
と
いう事務指針上なっているものがありますので、今回のケースは国道に接するということで、
流
通業務施設という特例のものを採用しております。

○三須会長

よろしいでしょうか。

ほかに何かございますでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑がないようでしたら、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたし
ま
す。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については、都市計画法との調整を条件に、許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、4番については許可相当で決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、5番については許可相当で決定いたします。

次に、6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、6番については許可相当で決定いたします。

次に、7番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、7番については許可相当で決定いたします。

次に、8番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、8番については許可相当で決定いたします。

次に、9番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、9番については許可相当で決定いたします。

次に、10番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、10番については許可相当で決定いたします。
それでは、ここで、会議中ですが、休憩を10分ほどしたいと思います。

休憩 午後4時16分

再開 午後4時30分

○三須会長

それでは、会議を始めます。休憩前に戻り会議に入ります。
議案第5号、農用地利用集積計画の承認について、1番から4番までを議題といたします。
事務局、説明願います。

○菅沼副主幹

それでは、議案第5号、農用地利用集積計画の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、平成28年1月7日付で、八街市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、平成27年度第10次農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、山田台字宮ノ原、地目、畑、面積1,623平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積7,704平方メートル、利用権の種類は使用貸借、期間は6年、再設定です。

番号2、所在、沖字南沖、地目、畑、面積978平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は3年、新規です。

番号3、所在沖字南沖、地目、畑、面積1,176平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は3年、新規です。

番号4、所在沖字南沖、地目、畑、面積807平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積4,773平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は3年、新規です。

なお、ただいまご説明いたしました番号1から4までの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。
(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑がないということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第5号、1番から4番までを原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、議案第5号、1番から4番までを承認することに決定いたします。

次に、議案第5号、5番についてを議題といたします。

この案件は中川委員に関連しておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、中川副会長の退席を求めます。

(中川副会長退席)

○三須会長

事務局、説明願います。

○菅沼副主幹

それでは、議案第5号、番号5について、ご説明いたします。

所在、朝日字松里、地目、畑、面積3,902平方メートルほか6筆、計7筆の合計面積1万2,374平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は5年、新規です。

なお、ただいまご説明いたしました案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第5号、5番を原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、議案第5号、5番を承認することで決定いたします。

中川副会長、お入りください。

(中川副会長入室)

○三須会長

次に、報告第1号、農地法第5条第1項第1号の規定による農地転用の届出について、事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、報告第1号、農地法第5条第1項第1号の規定による農地転用の届出について、ご説明いたします。

なお、本件は全て同一事業のため、2番以降は目的、事業内容を省略いたします。

番号1、所在、勢田字込地先、地目、畑、面積1,431平方メートルのうち717.77平方メートルです。目的は作業ヤード及び資材置場用地です。事業内容は、国が行う北総中央農業水利事業の用水路工事に伴い、建設作業ヤード及び資材置場として一時的に使用するものです。一時転用期間は平成27年12月25日から平成28年3月25日までです。

番号2、所在、勢田字内地先、地目、田、面積79平方メートルのうち64.30平方メー

トルほか3筆の一部、計4筆の合計面積433平方メートルのうち239.00平方メートルです。期間は平成27年12月18日から平成28年3月25日までです。

番号3、所在、滝台字太郎坊地先、地目、畑、面積1,796平方メートルのうち1,086.74平方メートルほか1筆の一部、計2筆の合計面積3,765平方メートルのうち1,141.23平方メートルです。期間は平成28年1月8日から平成28年3月25日までです。

番号4、所在、滝台字丹尾台地先、地目、畑、面積810平方メートルのうち153.31平方メートルです。期間は平成28年1月8日から平成28年3月25日までです。

番号5、所在、滝台字丹尾台地先、地目、畑、面積1,948平方メートルのうち166.83平方メートルです。期間は平成28年1月8日から平成28年3月25日までです。

番号6、所在、滝台字太郎坊地先、地目、畑、面積2,513平方メートルのうち133.33平方メートルです。期間は平成28年1月8日から平成28年3月25日までです。

以上です。

○三須会長

次に、報告第2号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について、事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、報告第2号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字鍵袋地先、地目、畑、面積42平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積60.67平方メートルです。転用目的は道路拡幅用地です。事業内容は、寄附された土地を市が道路拡幅して利用するものです。

以上です。

○三須会長

次に、報告第3号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について、事務局、説明願います。

○菅沼副主幹

それでは、報告第3号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字七本松、地目、畑、面積1万1,062平方メートルのうち3,000平方メートル、合意の成立日、土地引渡時期ともに平成27年12月21日です。

番号2、所在、八街字松ヶ崎、地目、畑、面積4,116平方メートルのうち2,243平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積4,873平方メートルのうち3,000平方メートル、合意の成立日、土地引渡時期ともに平成27年12月21日です。

以上です。

○三須会長

報告第1号、第2号、第3号については報告事項でありますので、事務局の説明をもって承願います。

以上で本日の審議すべき案件は全て終了いたしました。

ご苦労さまでした。

○醍醐事務局長

閉会を宣す。（午後4時41分）

議事録署名人

議 長

1 6 番

1 7 番